

議案第107号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市大字北本宿131番地
北本市コミュニティ協議会
会長 須藤 善次郎
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年11月28日 提出

北本市長 石津 賢治

別紙

公の施設の名称

北本市南部公民館、北本市立南部集会所、北本市東部公民館、北本市立東部集会所、北本市視聴覚ライブラリー、北本市西部公民館、北本市立西部集会所、北本市北部公民館、北本市立北部集会所、北本市中丸公民館、北本市立中丸集会所、北本市学習センター、北本市勤労福祉センター、北本市保健センター、北本市コミュニティセンター及び北本市母子健康センター